

別表 1

非住宅建築物（建築物 1 棟あたり）

単位：円（税抜）

床面積	評価方法	非住宅建築物の用途の手数料		
		①. ホテル、病院、集会所及びこれらに類する用途	②. ①③以外	③. 工場 ※
300 m ² 以内	標準入力法 主要室入力法	150,000	100,000	80,000
	モデル建物法	80,000	50,000	40,000
300 m ² を超え 2,000 m ² 以内	標準入力法 主要室入力法	250,000	150,000	120,000
	モデル建物法	130,000	80,000	64,000
2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	標準入力法 主要室入力法	350,000	200,000	160,000
	モデル建物法	180,000	100,000	80,000
5,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内	標準入力法 主要室入力法	400,000	250,000	200,000
	モデル建物法	200,000	150,000	120,000
20,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内	標準入力法 主要室入力法	550,000	350,000	280,000
	モデル建物法	300,000	200,000	160,000
50,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内	標準入力法 主要室入力法	750,000	500,000	400,000
	モデル建物法	400,000	250,000	200,000
100,000 m ² を超え	標準入力法 主要室入力法	別途見積り	別途見積り	別途見積り
	モデル建物法			

※ 建築物の用途で工場等とは、評価対象が照明設備のみである工場、危険物の貯蔵又は処理、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他これらに類するものとする。

別表 2

住宅（一戸建ての住宅）

単位：円（税抜）

種別	手数料
一戸建ての住宅	30,000

別表 3

住宅（共同住宅等）

単位：円（税抜）

種別		手数料		備考（加算の要件等）		
住宅のみ	住宅戸数が 一戸のみの場合	一般		30,000	※Nは適合証必要戸数を示す	
		審査省略可能な場合		5,000		
	住宅部分の申請に 戸数が係る戸数 (住戸)	一般	2～10戸以下	$30,000 + N \times 8,000$		
			11～30戸以下	$60,000 + N \times 5,000$		
			31戸以上	$120,000 + N \times 3,000$		
審査省略可能な場合		$N \times 3,000$				
住棟のみ (①又は②+③)	住宅戸数が 一戸のみの場合①	一般		30,000	※Mは全戸数を示す	
		審査省略可能な場合		5,000		
	住宅部分の全戸数 (住戸) ②	一般	2～10戸以下	$30,000 + N \times 7,000$		
			11～30戸以下	$60,000 + N \times 4,000$		
			31戸以上	$120,000 + N \times 2,000$		
	審査省略可能な場合		$M \times 3,000$			
	共用部の床面積 の合計（共用部）③	300㎡以内		30,000		
		300㎡超～1,000㎡以内		50,000		
		1,000㎡超～5,000㎡以内		100,000		
		5,000㎡超え		150,000		
住棟+住戸 (①又は②+③+④)	住宅戸数が1戸 のみの場合①	一般		30,000	※Mは全戸数を示す	
		審査省略可能な場合		5,000		
	住宅部分の全戸数 (住戸) ②	一般	2～10戸以下	$30,000 + N \times 7,000$		
			11～30戸以下	$60,000 + N \times 4,000$		
			31戸以上	$120,000 + N \times 2,000$		
	審査省略可能な場合		$M \times 3,000$			
	適合証の必要住宅 戸数③	②の一般のみ		$N \times 1,000$		※Nは適合証必要戸数を示す
	共用部分の床面積 の合計（共用部） ④	300㎡以内		30,000		
		300㎡超～1,000㎡以内		50,000		
		1,000㎡超～5,000㎡以内		100,000		
5,000㎡超え		150,000				

別表 4

別表 1 から別表 3 以外の料金

単位：円（税抜）

1. 複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の場合は、別表 1 の料金に別表 2 又は別表 3 の料金を合計した額とする。
2. 再発行料金は、1 通につき 5,000 円（税抜）とする。
3. 変更申請の料金は、別表 1 から別表 3 の料金に 0.5 を乗じた額とする。
4. 増改築において既存部分の B E I 値をデフォルト値 1.2 とした場合にあっては、既存部分の床面積を除いた床面積を適用する。ただし、デフォルト値 1.2 を使用しない場合にあっては、既存部分を含めた建築物全体の床面積を適用する。
5. センターより建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る適合通知書の交付を受けた建築物の申請料金は、5,000 円（税抜）とする。